

港南台第二小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月1日策定（令和6年4月改定）

内容

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

- ・ いじめの定義
- ・ いじめ防止などに向けての基本理念

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

- ・ 委員会の構成
- ・ 委員会の運営
- ・ 委員会の活動内容

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

- ・ いじめの未然防止
- ・ いじめの早期発見
- ・ いじめに対する措置
- ・ いじめの解消
- ・ 教職員などへの研修
- ・ 学校運営協議会などの活用
- ・ 取り組みの年間計画

4 重大事態への対処

- ・ 重大事態の定義
- ・ 発生の報告

5 いじめ防止対策の点検・見直し

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

① いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童が在籍する学校に在籍しているなど当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

② いじめ防止などに向けての基本理念

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人の関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所などを発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所として機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

① 委員会の構成員

校長、副校長、児童支援専任、学年主任、養護教諭、関係教職員
必要に応じて、専門家の参加を仰ぐ

② 委員会の運営

「学校いじめ防止対策委員会」（本校では、全体支援会議が兼ねる）を常設し、月1回、定期的に開催する。

また、いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。学校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

③ 委員会の活動内容

●未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知する。

●早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口を設置する。
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録を行うとともに、それらを共有する。
- ・いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査などにより事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携などの対応を組織的に実施する。

④取り組みの検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止などに係る校内研修を企画すると同時に計画的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検するとともに、学校いじめ基本方針を見直す。
(PDAC サイクルの実行)

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

①いじめの未然防止

- ・児童が主体的にいじめの問題について考え、話し合うなどいじめを防ぐ活動を積極的に推進するとともに、教職員がその活動を支援する体制づくりを行う。
- ・日々の学級活動や授業を通じて、お互いを認め合い、高めあうことができるような環境づくりを進めることで、児童が心の通じ合うコミュニケーションの能力を培い、行事や授業に主体的に参加・活躍できるようにする。
- ・特に配慮が必要な児童については、日常的に適切な支援を行うとともに保護者とも連携していく。
(障害のある児童、海外から帰校した児童、大震災などにより被災したり、原発事故により避難したりしている児童)

②いじめの早期発見

- ・教職員がいじめの定義を理解し、児童の心理・人間関係などをとらえる能力を高める研修や事例検討など研鑽に努める。
- ・日頃から児童が示す変化や危険信号を見逃さないように見守りを行う同時に児童との信頼関係を築くことに努める。

- ・児童、保護者、教職員などがいじめについての相談を行うことのできるよう、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーや関係機関との連携体制を強化・整備する。また、いじめに関する情報を学校全体として共有し、保護者などと連携しながら迅速に対応できるようにする。
- ・学校は、いじめ解決一斉キャンペーン、定期的なアンケート調査や教育相談の実施などにより、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。児童からいじめの相談があったときは職員が迅速に対応することを徹底する。
- ・インターネット上で行われているいじめに対しては、関係機関と連携し、早期発見・対応に努める。さらに、情報モラル教育を推進し、児童の意識向上と保護者の啓発に努める。

③いじめに対する措置

- ・いじめの疑いがあった段階で、情報共有と組織的な対応、支援・指導を行う。
- ・教職員はささいな兆候や懸念、児童からの訴えを対応不要と判断したり、個人で抱え込んだりせず、学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、組織的な対応につなげる。また、教職員は、いじめにかかわる情報を適切に記録しておく。
- ・学校いじめ防止対策委員会において情報共有を行った後、正確な事実関係を確認し、組織的に対応方針を決定する。
- ・被害児童に対しては、徹底して守り通すことを基本におき、寄り添い、当該児童の状況に合わせた継続的な支援を行う。併せて保護者に対しても同様な支援を行う。
- ・加害児童に対しては、十分な教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。事情を聴き取り、再発防止に向けて適切なかつ継続的な指導・支援を行う。併せて保護者に対しても同様な指導を行う。
- ・いじめが児童の身体、生命などに重大な被害が生じる場合などは、警察に通報することもためらわずに児童を守ることを最優先とする。その上で、学校で適切な指導・支援を行い、被害児童・保護者の意向を配慮し、警察とも連携して対応する。

④いじめの解消

いじめが解消している状態とは次の2つの要件が満たされている必要がある。

◎いじめに係る行為が止んでいること

- ・いじめを受けた児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為が少なくとも3か月止んでいる状態が継続していること。
- ただし、被害が重大な場合は、学校いじめ防止対策委員会または教育委員会の判断により、長期の期間を設定する場合がある。

- ・教職員は、いじめを受けた児童、いじめを行った児童の様子を見守り、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

◎いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

- ・いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。それは本人及び保護者に対し、面談などにより確認する。

いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性があることを踏まえ、教職員は、当該被害児童及び加害児童を日常的に注意深く観察する必要がある。

⑤教職員等への研修

児童の心理や行動などの背後にある子ども同士の関係をとらえる能力を高める研修を次のように行う。

●学校いじめ防止対策委員会（児童指導理解）→月1回

各学年・学級などで配慮を要する児童について教職員全体が現在の状態・支援内容、方法などを情報共有する。また、いじめなど課題として解決しなければならない事案について方針を決定し、組織的に対応できるようにする。

●児童理解研修

6月よこはま港南療育センターのソーシャルワーカーと連携し、個々のクラスで配慮を要する児童の支援内容、方法などをアドバイスしていただく。（コンサルテーション）

YP アセスメント1回目実施→全体支援会議にてクラスの実態を報告

8月 クラスの個別ケースについて、よこはま港南療育センターのソーシャルワーカーと連携し、児童の支援内容、方法などを研修する。

2月 YP アセスメント2回目実施→全体支援会議にて年間のまとめをする

⑥中学校区学校・家庭・地域連携事業などとの連携

青少年の健全育成を目指す「中学校区学校・家庭・地域連携事業」や保護者や地域が学校運営に参画する「学校運営協議会」などを通じ、いじめなど学校が抱える課題を共有し、連携、協働できるようにする。

⑦取り組みの年間計画

月	取り組み内容	
4月	年間計画の確認 児童の引継ぎ いじめの認知について 教育相談について（保護者配布） <u>いじめ防止対策委員会・児童指導理解（年間）</u> <u>港南台ひの特別支援学校との交流（年間）</u>	入学式 懇談会 家庭訪問
5月	「いじめ早期発見のための生活アンケート」 アンケート・教育相談	実施(記名式) 学校説明会 学校運営協議会
6月	よこはま港南療育センターによる コンサルテーション YP アセスメント1回目	学・家・地連 地区懇談会
7月	小中ブロック子ども会議(8月区交流会に向けて)	個人面談
8月	よこはま港南療育センターによるケース研修 中学校ブロック人権研修会 横浜子ども会議	
10月	小中ブロック授業研究会 6年中学校ブロック交流会	学校運営協議会
12月	人権週間 いじめ防止月間 いじめ解決一斉キャンペーン (無記名式アンケート、教育相談)	個人面談
1月	YP アセスメント2回目	
3月	振り返り 次年度への引継ぎ	学校運営協議会 懇談会 卒業式

4 重大事態への対処(定義、報告)

●重大事態とは次のいずれかに該当する場合をいう。

- ①いじめにより生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ②いじめにより相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - ③児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき
- ①については

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品などに重大な被害を負った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

②については

年間30日を目安とする。ただし、日数だけでなく、児童の状況などを十分把握する。

また、児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合は、重大事態が発生したものとして調査にあたる。

重大事態の調査は、事実関係が確定してから行うのではなく、疑いが生じた段階で速やかに開始する。

重大事態に該当すると判断した場合は、学校は直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめの防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、年1回は点検を行い、必要に応じて組織や取り組みについて見直しを行う。必要があれば、横浜市いじめ基本方針も含めて見直しを検討し、措置を講じる。